

氏 名	こもりはるお 小 森 治 夫
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学位記番号	経 博 第 49 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 現 代 経 済 学 専 攻
学位論文題目	日本型地域開発—水と土地の分化と総合の視点から

論文調査委員 (主 査) 教 授 池 上 惇 教 授 植 田 和 弘 教 授 岡 田 知 弘

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、従来のアジアにおける土地制度や、水資源管理制度の歴史研究の成果を継承しつつ、土木技術の進歩と資本主義経済の発展を踏まえて、現代における地域開発の概念を再構成し、国土の総合開発や地域の総合開発における総合の意味を「水と土地の総合性」の視点から位置づけようとした野心的な労作である。内容は、序章と終章を含めて10の章から構成され、主として水資源を取り上げる第Ⅰ部と、土地を取り上げる第Ⅱ部からなっている。

まず、序章においては、本論文の課題と分析視角、および、日本における従来の地域開発研究の成果と問題点が概括される。著者は、伝統的な地域管理システム、つまり、通常は前近代性をもつ社会として、経済分析においては無視されるシステムに着目し、その一定の合理性を評価しつつ、水と土地の総合的な管理のシステムを継承し、より高い技術水準や地方自治制度の発展のもとで再生させるという課題と、管理システムのノーハウの移転過程を土木技術や法制度の変遷から確定するという分析方法を提起する。そして、従来の日本における地域開発研究が、公共投資を通じた生活や環境への影響を中心の研究対象としてきたことを評価しつつも、技術や法制度の考察を媒介とした「水と土地の総合性」への洞察の重要性を示唆する。

第Ⅰ部 水資源開発においては、農業水利と日本型社会、電力事業と水資源開発、ダムによる水資源開発および水没補償問題、水資源開発と地方自治が取り上げられる。

著者によれば、近世の農業社会における、河川土木技術の飛躍的な発展は、新田開発と同時に、灌漑する水田面積が河川流量に対して過大化し、水争いが多発する。ここから、限られた水資源を地域的に共同利用するために、用水組合の形成と用水慣行が成立する。当時は、農地が零細で分散しており、田越し灌漑が一般的であり、水と土地との一体性はきわめて強かったと評価される。また、森林と川、海との関係が重視され、森林の保水能力と水源涵養能力が高く評価され、防災の見地から洪水を氾濫させる方法、遊水地の設定がおこなわれた。河川における舟運と大規模な河川工事とは密接に関係していた。

かかる「水と土地の総合性」は、産業革命や資本主義の発展とともに、高水工事技術の進歩、河川の代替えや大規模な堤防の建設が進み、都市と農村の分離や、さらに、危険度の高い土地への人口の集中化によって、困難に直面する。治水事業が進めば進むほど、人口と富とが集中した大都市地域において、大洪水が多発する。著者は、1920年前後の全国的な大洪水の頻発に注目するとともに、明治30年前後の森林法、砂防法、河川法、などの成立の経過を追いながら、日本の治水行政の治山、砂防、河川改修、利水などへの分割、所管官庁の分立、官庁間のセクショナリズム的対立の基礎を考察し、河川を一体としてとらえることを妨げ、全水系計画からみた経済観念への考慮をも困難にした状況を明らかにする。

戦中および戦後の国土の荒廃や、戦後直後の度重なる大洪水などを経て、戦後の地域開発が開始されるが、憲法上、地方自治の権利と制度が認められたけれども、自治の内容として地域資源を総合的に管理する思想や制度は部分的にしか発展せず、わずかに宮崎県における電力公営化の運動など少数の例を数えるにすぎない。現実の戦後の地域開発は、敗戦により植民地を喪失した日本に残された唯一の経済資源として、水資源の開発を中心とし、蓄積のあるダム技術に加えて、アメリカからの土木技術の導入により、電力専用ダムと多目的ダム（洪水調節、農業水利、発電水力など）が次々と建設された。とくに、国家資本の投入による大規模貯水池式発電所の建設、コスト・アロケーション、水没問題、ダムの操作における、発電優先などの問題が発生した。

ダム建設による水没補償は深刻な社会問題となり、著者は華山謙の業績を基礎に、財産権のみを対象とする補償の限界を指摘し、財産権補償に加えて、生活権補償および生活再建措置、コミュニティ権の補償の必要性を提起する。そして、社会的費用の大きさからダム開発の終焉が迫り、水源地域対策特別措置法（1973年制定）により、河川下流の都市住民が上流部水源地域の整備事業を財政的に支援することとなった点に注目している。

第Ⅱ部 土地問題においては、土地問題の日本の特質、日本型土地システム、日本資本主義と不動産金融、土地政策と地方自治が研究される。

著者は、戦後の地域開発の過程が、昭和30年代から始まる高度成長期において、公共投資を基軸に重化学工業の産業基盤を整備し、自治体が媒体となって農地などを購入、造成し、あるいは、公有水面を埋め立てて土地造成し、企業に分譲し、土地市場の形成と、法人企業への土地の集中、さらに、土地を担保に信用創出を行う不動産金融が異常な発達を遂げたことを指摘する。ここに、私的所有者（個人・法人など）の絶対的な土地所有権を前提として、公共的な土地管理・規制の欠如を伴いつつ、土地価格を支える財政・金融面での国家的支援を背景とする、法人企業と金融機関の土地所有・土地投機の問題が発生した。著者は、これを「日本型土地システム」と定義している。これに関連して、水資源もまた、工業用水の供給や上水道の整備のための経済資源としての側面から評価されて、水と土地の総合的な管理システムは、全く見失われる。かかる開発方式を、著者は「日本型地域開発」と定義する。

日本の地域開発の過程において見失われた水と土地の総合的な管理システムを再生する過程の研究は、本研究の今後の展望とも関わるが、著者は、水没補償問題を手がかりとして、財産権補償、生活権補償、生活再建措置の三つを提起し、総合的な生活再建措置を総合的に補償しうるのは自治体のほかにはなく、地域資源の総合的な活用と生活の向上を実現しうる地方自治の総合性が求められることを指摘する。そし

て、ドイツの土地政策の事例をもとに、住民参加によるコミュニティ・レベルの開発計画の決定、都市計画の権限を基礎的自治体である市町村におく、開発利益を社会的に還元するシステムが確立するなどの特徴が指摘され、著者は、これらの経験を日本へ適用しうるとの示唆を以って結論としている。

論文審査の結果の要旨

日本の地域開発に関する従来の研究は、農村開発や都市開発に限定されたものが多く、地域の総合的な開発に関する歴史的研究は、佐藤竺氏によって代表されてきた。

氏は、わが国の地域開発の沿革について、戦前の北海道拓殖計画、東北振興計画から、戦後の拠点開発方式による地域開発ブームの時期までを詳細に検討して、日本の地域開発のもつ本質や性格を明らかにした。そして、日本の地域開発の多くは工場立地条件のみを配慮したもので、事前や事後の評価システムの欠落した非科学的な性格をもつと指摘されている。

本論文の著者も、また、佐藤氏の業績を継承して、総合的な開発に関する歴史的研究を行った。その際に、著者の独自性は、研究の出発点を、戦後の時期だけでなく、近世の農業社会にまでさかのぼり、歴史研究の成果を継承しつつ、近世、近代、現代の地域と地域資源の活用のシステムについての概括を行ったことであり、また、その分析視角を、国家的な政策のみならず、土木技術の発展水準との関わりと、地域資源の管理システムに関連する地方自治の行財政にまで、拡充したことである。

この拡充を通じて、著者は、地域の共同体に関する歴史的研究や、法制度と資源管理システムに関する法制度史からの研究成果を採り入れて、地域資源管理の行財政の実態とその改革の方向を摘出し、その成果を基礎に、従来の地域開発の概念を再構成する手がかりを確立した。その主要な貢献は以下の通りである。

第1に、地域社会には、近世以来、水と土地に代表される地域資源を管理する固有のノーハウが、地域住民によって、ある技術水準を前提としながら形成されるプロセスがあること、このプロセスは、産業の進化や国家的な資源管理のシステムの形成とともに、再編成や、消滅を余儀なくされるが、開発の社会的費用の大きさが認識され、さらに高度な技術が開発されるに連れて、再生される可能性があることを、技術や法制、あるいは、補償制度の変化や実態を基礎にして実証したことである。地域のノーハウに注目した実証的な地域開発の研究は、前例のない領域であるだけに実証には多くの困難があるが、技術・法制・補償制度などを相互に関連付けて、コミュニティの変化や、社会的費用の評価システムの実態を検証し得たことは、貴重な貢献である。

第2に、従来の地域開発研究が、インフラストラクチャーや社会資本の整備や投資の視点から接近することが多かったのに対して、開発の直接的な対象となる土地と水という地域資源そのものを視野に収めて、それぞれの資源としての特性を踏まえつつ、地域における、それぞれの資源の管理システムを克明に分析し、両者の管理システムが未分離の状態から、次第に、分離・独立して、自立した動きを始める過程と、日本における独自の動きの諸特徴を概括し得たことである。「日本型地域開発」や「日本型土地システム」の概念は、本書の用いた資料や法制などを手がかりとした制約もあって、完全に確立された概念としては、まだ、検討の余地はあるが、かかる概念の確立に向けての基礎を提供したという点では、今後の研究の共

通の基礎となりうるであろう。

第3に、著者は、電力事業や不動産金融事業など、水や土地と最も密接に関わっている産業の実態を歴史的に分析して、地域資源の活用における資本主義的な特徴や、日本的な特徴を解明し、それとの関わりで、地域開発の実態を理解し、日本型と呼ばれる諸特徴の分析や理論化を進めていることである。産業の視点から地域を見る目と、土木技術や法制を見る目とが、交流してこそ、資源利用の産業による個別的利用や、住民自治による総合的利用の関係は、明らかになりうるのであるから、かかる複眼による考察は、貴重な成果を挙げ得たものと評価しうる。

同時に、本研究は、アジア的土地所有に関わる論争を始めとして、土地制度史研究の変遷や、実証に関わる多くの困難な論点と密接に関わっているので、本書で野村総合研究所の研究成果に依拠して提起されている日本の絶対的土地所有権の概念や、ウィットフォードの研究成果に依拠した論点は、なお、慎重な吟味を要するところが多い。また、地域開発の概念も、近世との連続性を論証するには、なお、多くの媒介が必要であり、資本主義の発展段階と地域開発の関連、各国の地域開発の類型構成についても、実態調査や原資料に目配りした一層の研究が必要である。さらに、地域資源の管理システムと関わった地域における自治制度の発展については、開発の構想、計画、権限、参加などの総合的なシステムの分析や、広域と狭域に亘るそれぞれの自治や分権の構想が必要と思われる。

しかしながら、これらの諸点は、学会における研究の深化にも依存するところが大きく、現段階の研究状況という制約のもとで、新しく、かつ、困難な研究テーマに挑戦して、今後の研究の共通の基礎となるべき研究成果をあげたことは、技術発展や法制度の地道な研究とあいまって高く評価することができる。

よって、本論文は、博士（経済学）の研究成果として価値あるものと認める。

なお、平成9年1月20日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。